

開成町告示第36号

開成町公園・道路緑地ボランティア制度実施要綱を次のとおり定める。

平成29年8月17日

開成町長 府川 裕一

開成町公園・道路緑地ボランティア制度実施要綱

題名中「開成町公園ボランティア」を「開成町公園・道路緑地ボランティア」に改める。

開成町公園ボランティア制度実施要綱（平成24年開成町告示第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、身近な公共空間である公園及び道路緑地等の環境美化活動へのボランティアの参加を促進し、町民の公園及び道路緑地等への愛着心と環境美化意識の高揚を図り、町民と町とが一体となった協働のまちづくりを推進するため、公園・道路緑地ボランティア制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（公園・道路緑地ボランティアの活動内容）

第2条 公園・道路緑地ボランティアは、町が管理する公園及び道路緑地等において、次に掲げる環境美化活動を行うものとする。

- (1) 空き缶、ペットボトルその他のごみの収集及び集積
- (2) 樹木、花壇等の維持管理
- (3) 除草、草刈り等
- (4) 施設の破損等についての町への情報提供
- (5) 前各号に定めるもののほか公園及び道路緑地等の管理に必要な活動

2 公園・道路緑地ボランティアは、その活動によって収集したごみ等を、あらかじめ町の指定する場所に集積するものとする。

（町の役割）

第3条 町は、公園・道路緑地ボランティアの活動に対して、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 清掃等に必要な用具類の支給又は貸与
- (2) 公園・道路緑地ボランティアの氏名（団体にあつては、団体名）を記載した看板等の設置
- (3) ボランティア保険への加入及びその費用の負担
- (4) その他町長が必要と認めた支援

（公園・道路緑地ボランティアの対象者）

第4条 公園・道路緑地ボランティアとなることができる者は、次に掲げるいずれかに該

当する者とする。

- (1) 町内に居住している者
 - (2) 町内の事業所に通勤している者
 - (3) 町内の小学校、中学校又は高等学校に通学する者
 - (4) 前3号のいずれかに該当する者が属する団体
- (合意書の取り交わし)

第5条 公園・道路緑地ボランティアになることを希望する個人又は団体は、公園・道路緑地ボランティア申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申込書を提出した個人又は団体と合意書(第2号様式)を取り交わすものとする。

3 前項の合意書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条の規定による合意の解消がない場合には、更に1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

(合意の解消)

第6条 公園・道路緑地ボランティアがその活動を中止しようとするときは、公園・道路緑地ボランティア解消届(第3号様式。以下「解消届」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条の規定による合意を解消することができる。

- (1) 前項の規定により解消届の提出があったとき。
- (2) 公園・道路緑地ボランティアの活動が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 公園・道路緑地ボランティアが公共の利益に反し、又は反するおそれがある行為を行ったとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めたとき。

3 町長は、前項の規定により前条の規定による合意を解消するときは、公園・道路緑地ボランティア合意解消通知書(第4号様式)により、当該公園・道路緑地ボランティアに通知するものとする。

(活動報告)

第7条 公園・道路緑地ボランティアは、毎年度の活動状況を公園・道路緑地ボランティア活動報告書(第5号様式)により、翌年度の4月末日までに町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 公園・道路緑地ボランティア制度に関する庶務は、まちづくり部街づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、公園・道路緑地ボランティア制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。